

日韓地域福祉計画における共同研究の意義と可能性

日本福祉大学社会福祉学部 教授 平野 隆之

本研究は、日韓の地域福祉計画に関する共同研究として取り組まれたものである。韓国において地域福祉概念が定まっていない現状から、地域福祉概念と計画策定の実態が整合している日本の先駆的な地域福祉計画策定事例を素材にしながら研究が行われた。共同研究の出発点にリアリティのある素材をもとに理解を深める方法をとった。

取り上げられた日本の地域福祉計画の事例は、行政主導の2事例（茅野市・高浜市）、そして社会福祉協議会の力量が発揮された地域福祉計画2事例（宝塚市・豊中市）の合計4事例であった。いずれも共同研究会に参加している研究者が積極的にかかわってきたフィールドである。前者は、自治体の市長のリーダーシップによって地域福祉計画策定が行われた自治体であり、制度化された地域福祉計画の新たなあり方の提示に至るものである。また、後者は社会福祉協議会のコミュニティワークの力量が蓄積され、行政に認められている自治体であり、行政計画であるにもかかわらず、計画策定に社会福祉協議会が積極的にかかわり役割を果たしているという特色がある。

素材としては、こうした具体的な事例を取り上げてきたが、毎回の研究会では、参加研究者が共同研究上の論点に沿って、地域福祉概念、地域福祉計画研究の枠組み、計画の評価方法などについて報告を繰り返してきた。いわば、具体と抽象の往復作業を繰り返してきた研究会といつてよい。その結果のうち、韓国側の報告は以下の論文のなかで紹介されることになる。

本稿では、筆者の研究会報告を素材にしながらも、3つの内容について触れてみたい。第1に、文字通り日韓地域福祉計画における共同研究の意義についてである。第2は、比較研究を通じて鮮明になった日本の地域福祉（計画）研究の推進方向について、第3は、今後共同研究の可能性についてである。

1. 共同研究の意義

日本の地域福祉計画の比較研究は、日本地域福祉学会プロジェクトにおける共同研究として取り組まれた経緯がある。そのなかで取り上げられた論点は、地域福祉研究における計画研究の意義、計画の方法、計画の内容、計画の評価などに及ぶ（平野・原田 2007）。取り組まれた地域福

祉計画の共同研究を紹介すると、事例調査と全国調査（郵送調査）、政令指定都市の比較研究がなされている。また、研究者のもつ多面的視点の融合が地域福祉の枠組みにおいて進展したといえる。このように、学会プロジェクトの中にも、地域福祉計画における共同研究の意義と可能性が現われている。

地域福祉計画研究が学会レベルで取り上げられるまでに盛んになったこと背景には、「政策としての地域福祉計画」の登場がある。それは、韓国でも同様である。日本の2000年法定化・2003年計画策定、韓国の2003年法定化・2006年計画策定という流れからもわかるように、時期的な若干のズレはあるものの、両国の地域福祉計画は新たな政策のツールとして歩み始めているといえる。

このような背景を踏えながら、地域福祉計画における共同研究の輪をより広げたのが、国と国との間の比較視点を取り入れた本共同研究会の始まりである。日本での共同研究会の試みが、あくまで日本の地域福祉研究の枠の中で取り込まれる傾向にあるが、国際比較の視点からはそうはいかない。外国の研究者が日本の地域福祉の考え方を容易に受け入れるとは限らないのである。多面的な視点の上に、国という大きな変数を加えた本共同研究会の試みは、既存の地域福祉（計画）研究の枠を超えるものとして期待されたものである。

韓国との共同研究で扱う対象は、地域福祉計画といっても同じ内容ではない。しかし、2000年以後の地方自治・分権の流れの中で登場している自治体行政が策定する地域福祉計画という共通分母の上に成り立つ。以下では、このような両国の地域福祉計画において、共同研究を行うことがどのような意義をもっていたのか、2年間の共同研究の振り返ってみる。

なお、共同研究の意義は大きく分けて、1) 日本の地域福祉研究の国際化、2) 比較からみえた日韓の地域福祉計画の特徴の明確化、3) スタンスの異なる研究者の参加による地域福祉概念の豊富化の3つに整理することができる。ここでは、日本の文脈を中心にしながら、関連して韓国の文脈にも触れることにする。

1) 日本の地域福祉研究の国際化

日本の地域福祉研究は、日本の中で、閉じた研究として行われてきたといえる。なぜならば、地域福祉そのものを国際的文脈のなかで位置づけることは難しく、その概念すら共有できなかったからである。地域福祉はコミュニティワークやコミュニティケアなどの外国の諸概念を借用し発展してきた経緯はあるが、日本の土壌の上に成り立ってきたものとして、諸概念の輸入した国とは異なる実践を展開している。日本の地域福祉は、独自の路線を歩んできた極めて日本的な福祉分野であるといえる。したがって、地域福祉の国際的文脈から諸外国との比較研究は、限られたものでしか行われなかったし、地域福祉研究そのものを比較に取り上げるまではなかなか至らなかった。

しかし、韓国との共同研究は、地域福祉研究の国際化の可能性を開いたといえる。日本と韓国は、少子高齢化や社会保険方式の採用などの現状をはじめ、儒教思想を基盤に成り立っている社

会構造など、他の諸外国と比べて非常に似ている面が多い。地域福祉における基盤条件の類似性は、両国における共同研究の可能性を高めている。

もう一つ、日韓両国の地域福祉において、国際的文脈での共同研究の可能性が高い理由としては、地域福祉計画という共通な政策システムの存在が大きい。韓国も日本のように地域福祉計画が法律に明記され、先行している日本の経験・教訓について、理論的・研究的に整理して提示することの意義が本共同研究会を通して明確になった。それこそ、地域福祉計画における日本の地域福祉研究の国際化の一つの可能性であり、本共同研究によりその可能性が確認できた。

一方、日本の地域福祉（計画）研究においても、韓国のスタンスからの議論や討論は意味がある。多様な視点からの多様な研究者が同じテーブルを囲んで、議論できること自体に、日本の地域福祉を発展させる手がかりが潜んでいるといえよう。実際、「政策としての地域福祉計画」の登場は、日本の地域福祉にも新たな課題を表している。今までの民間地域福祉計画の取り組みを超えた行政の地域福祉計画の取り組みは、計画策定の現場が理解できるほど明確ではなかったという批判の声もある。

その中で、日本でも時代の流れに相応しい新しい地域福祉の展開の提示が必要とされているところである。それは、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」（2008）という国レベルでの動きがなされることからわかる。新たな地域福祉の明確な提示は、地域福祉計画の展開においても必要な部分である。国際的な文脈での地域福祉研究や計画研究の視点は、そのような現状に立っている日本の地域福祉に新たな刺激を与えてくれる。

2) 両国比較からみえた地域福祉計画の特徴

両国の地域福祉計画は、福祉における分権と自治という大きな脈絡を背景にして生まれたものの、それぞれの国の固有の変数が含まれる。韓国の地域福祉計画の場合、地域の（総合）社会福祉計画として、そのなかに地域福祉分野の計画が含まれている。具体的な内容からすると、サービスデリバリーシステムの構築としての地域福祉計画を認識するケースが多い。それこそ、日本の90年代の老人保健福祉計画策定と似ており、共同研究上地域福祉計画の具体的な内容をめぐる比較の対象にはなりにくいといえる。

しかし、韓国地域福祉計画における住民の意見反映と計画の審議機関として「地域福祉協議体」という常設機構の設置は、日本でいう住民参加による協議と協働の地域福祉計画と共通認識をもっているといえる。なお、日本のように地域福祉概念が一定定まった状態から出発する地域福祉計画と、まだ地域福祉概念が定まっていない韓国での地域福祉計画の推進との比較は、地域福祉研究の方向性にも示唆を与えることができる。

両国の福祉を取り巻く状況は、高齢化・少子化社会、貧富格差の拡大、社会保険中心の福祉指向など非常に似ており、その中で社会福祉法上の地域福祉計画の位置づけは共通している。違いをもちながらも重なる部分をもつ両国の地域福祉計画に関する共同研究は、それぞれの国の地域福祉計画の特徴や課題を明らかにすることができる。とくに、共同研究への第一歩であるお互い

の地域福祉計画研究のスタンスを理解する上でも、比較の視点は必要である。共同研究における比較は、両国の地域福祉計画の長所・短所探しにとどまらず、それぞれの国において何を生かし、何を修正していくかというこれからの課題を見出すという意義を持つ。そのなかで、共同研究会における共通課題として、計画の守備範囲の問題や計画策定上のプロセスの問題、評価などが取り上げられた。つまり、比較の中から研究会の方向性が示され、共同研究の意義も共有されたといえる。

フィールドワーク研究の可能性をもつ日本の地域福祉計画

比較から明らかになった日本の地域福祉計画の特徴の第一は、日本の地域福祉計画が地域福祉実践の蓄積を踏えたものとなっていることから、計画策定の場が地域福祉研究者のフィールドワークの場ともなっているということである。

地域福祉計画は行政福祉計画であるが、他の行政福祉計画とは異なり、かかわる研究者のフィールドワークの可能性を提示している。これまでの他の行政福祉計画では、研究者が行政との合意により、国の策定指針通りの計画策定に従ってかかわることが一般的であった。しかし、地域福祉計画の場合には、行政計画でありながらも住民との協議と協働を重視する計画であるため、研究者の参加の余地が広がっているといえる。

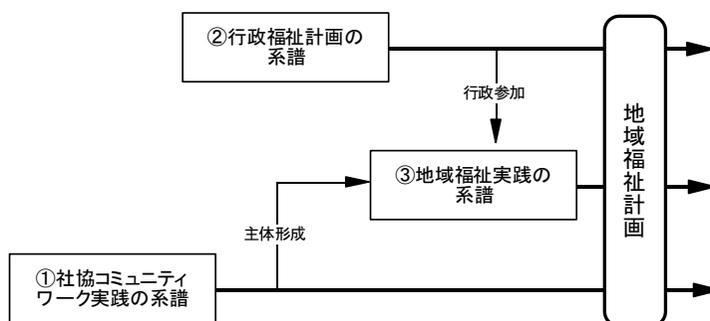


図1 地域福祉計画の3つの系譜

地域福祉計画は、図1のように、行政福祉計画の系譜だけではなく、社協コミュニティワーク実践の系譜も継承した、地域福祉実践としての計画であることが期待される。そこで、研究者は、の民間の地域福祉実践としての計画策定と行政の地域福祉推進としての計画策定をつなげる役割を果たす重要なキーパーソンとなりえる。そのキーパーソンの役割こそ、研究者の地域福祉計画でのフィールドワークの展開可能性を提示する。

このような日本の研究者のかかわり方の特徴は、共同研究の中で、注目されることとなった。韓国研究者の委託業務としての計画へのかかわりに比べ、日本の地域福祉研究者のかかわり方はフィールドワークに近いことが研究会の中で指摘された。言い換えれば、地域福祉研究者の地域

福祉計画へのかかわりの多様性は、地域福祉計画の場がフィールドワーク研究の場として機能しうる可能性を提示する（平野隆之 2005）。それが、日本の地域福祉計画及び地域福祉研究の独自性でもある。地域福祉研究における地域との対面の場として、地域の情報・協議・協働が起こる地域福祉計画の場は有用である。このような地域福祉計画の場への研究者のかかわりは、行政の選択によると同時に研究者によるフィールド選択である。地域福祉計画におけるフィールドワーク研究としての意義は、研究者の合理的選択として捉えることができる（朴兪美 2008）。これは、次のように示す地域福祉計画と地域福祉との相互的關係にもつながっている。

地域福祉推進のための計画である日本の地域福祉計画

日本では、地域福祉計画は地域福祉の計画として受け入れられている。あまりにも当たり前の話しであるが、地域福祉という固有の目標を実現する手段としての位置に地域福祉計画がある。この当たり前のことのもつ意味について、改めて考える必要が日本ではなかった。一方、韓国では、地域における社会福祉計画として位置づけられ、福祉の総合的計画の自治体版のようになっている。地域福祉計画における日本と韓国の大きな違いである。

ここで、一つ明らかにしておきたいことは、法律上の地域福祉計画の定義である。韓国も日本も「地域における社会福祉」として地域福祉を明記している。それは、両国の地域福祉計画が法律上「地域における社会福祉計画」として位置づけられることを意味する。しかし、両国の地域福祉計画は、その解釈において異なる結果となっている。韓国は法律上での定義のまま総合社会福祉計画としての取り組みを選択したが、日本は地域福祉の計画として解釈し、地域福祉の住民主体や自発性を強調する策定プロセス重視の計画となっている。韓国では、地域における社会福祉計画としての意味合いが強く、地域福祉計画と地域福祉との関連性は明確に認識されていない。むしろ、対象別福祉の計画的推進が先行している現状である。このような解釈の違いは、両国における地域福祉計画の歴史的系譜の存在の有無だけでなく、地域福祉の推進ツールとして活用される地域福祉計画の位置づけの差も反映している。

また、日本での地域福祉の推進ツールとしての計画策定は、現場での地域福祉実践を支える地域福祉研究の可能性が地域福祉計画研究にあることを改めて気づかせている。したがって、共同研究は、そのような日本の地域福祉計画と地域福祉との関連性から、韓国側に地域福祉計画の研究が地域福祉そのものの研究へと発展する必要性と可能性を示したといえる。

3) スタンスの違いによる地域福祉概念の豊富化

共同研究を通して、違うスタンスをもった研究者間の地域福祉（計画）の概念に関する融合が図られた。共同研究の中では、それぞれの国の違うスタンスに加え、各国の研究者のスタンスの違いも重なっている。韓国の地域福祉計画では、アメリカ流のアドミニストレーション中心の研究者のスタンスと、日本の影響を受けた研究者のスタンスに、大きく分けてみることができる。日本でも、関東中心のシステム重視のアドミニストレーションを強調する研究者と関西中心の住

民主体やコミュニティワーク重視の研究者，という2つのスタンスを分けて整理することが可能である。

このように，多様なスタンスの研究者が地域福祉研究に携わることになった背景には，地域福祉計画の法定化がある。政策としての地域福祉計画の登場は，今までの地域福祉の枠を超える部分，いわゆる行政計画として自治体の行・財政まで視野に入れる拡張された地域福祉計画研究を必要としている。それは，政策科学としての地域福祉（計画）研究が，地域福祉の専門家だけでなく，福祉行政や財政などにも詳しい専門家の幅広い参加を求めているからである。

共同研究は，それぞれの国の中でのスタンスの違いおよび日韓という国家間のスタンスの違いという対立構造の中で，地域福祉（計画）概念の融合を試み，豊かな地域福祉概念を生み出している。このような創造的な地域福祉研究の場は，地域福祉（計画）研究の新たな方向性を生み出し，地域福祉計画における共同研究の意義も確認してくれる。

上記の共同研究の意義が反映された具体的な内容や成果については，以下で少し触れてみたい。

2. 日本の地域福祉推進における研究の方向性

地域福祉研究の国際比較の文脈から，地域福祉計画を中心に据えながら論議するなかで，日本の地域福祉推進の研究における方向性を整理する作業に行き着いた。ここでは，共同研究による日韓両国の比較を通じて明確化された日本の地域福祉研究の推進方向を示しておくことにする。それを3つの段階にわたって整理してみる。まず，第1は，日韓比較のなかで絶えず課題となった地域福祉概念の共通理解の論議から，社会福祉制度を相対化しながら地域福祉の位置と推進の方向性を明確にする研究の必要である。しかも，その方向性は社会福祉制度と異なる独自性の強調ではなく，制度との協働のなかにあるという判断である。第2には，地域福祉計画研究のあり方や意義をめぐる論議から，地域福祉研究の領域分類を図るとともに，地域福祉概念の拡張とともに進む新たな地域福祉推進研究の具体的な方向を示す。第3には，地域福祉計画の評価のあり方をめぐる論議から，地域福祉計画研究における計画手段のもつ守備範囲を確定する構成要素を明確にする必要を受けて，仮説的にいくつかの要素を提示する。そして，新たな地域福祉推進研究の方向性とそれらの計画の要素とを関連づけてみることを試みる。

1) 社会福祉制度と地域福祉の関係 協働関係を目指して

地域福祉は社会福祉とどのような位置関係にあるのか。地域福祉計画のマニュアルの中では，総合化の機能が期待されているが，実際総合化が計画の中で具体的に現れた例はみられない。地域福祉計画の位置づけの例からもみられるように，社会福祉との関連において，地域福祉の位置づけは明確にされていないし，議論の余地を残している。韓国の地域福祉計画は，自治体の総合社会福祉計画として，明確な総合化指向の計画である。それは，韓国の地域福祉が自治体における社会福祉としての意味合いを強く持っていることをあらわしている。

このような両国の共同研究会において地域福祉概念の共有は、最初の課題となった部分でもある。地域福祉の概念を明確化し、地域福祉計画の位置づけを明確にすることこそ、地域福祉計画の守備範囲を考える手がかりとなる。地域福祉研究の新展開のためにも、その基本である概念の明確な区別は優先的課題である。それは、地域福祉と地域（自治体）の福祉との違いを明確にすることにつながり、日本と韓国の地域福祉概念における差も具体的に提示すると考える。

まず、地域福祉概念は社会福祉制度との相対的な観点から整理することができる。社会福祉との相対的な捉え方は、地域福祉独自の組織・メカニズム・価値を明らかにし、地域福祉の計画としての地域福祉の位置づけをも示すことができる。その際、地域福祉はその独自性を活かしつつも、社会福祉制度との連携・協働のなかで地域福祉の実現のテンポを高めていくということである。そのためにも、地域福祉は常に制度化の途とは異なる新たな福祉の途を開拓するものとして存在する必要がある。こうした背景を踏まえて、社会福祉制度と地域福祉との対比を試み、以下のように示す（表1）。

社会福祉制度と地域福祉は、違う構造で設定されている。表1では、組織体制と運用の方法、基盤となる価値で区分した。表1からわかるように、社会福祉制度の構造は、画一的な福祉サービスの提供をもたらす傾向がある。画一的な福祉サービスの供給によって、制度への依存や制度に合わせた個人のアイデンティティの喪失などが問題として現れる恐れがある。このような社会福祉制度の構造が生み出す問題点に対応するものとして、自発・主体を強調する地域福祉の意義が高く現れる。しかし、地域福祉は自発・主体により長期的な解決を目指すもので、すぐには直接的な問題解決につながらないし、長い間持続する仕組みの確保が難しい側面をもつ。

表1 社会福祉制度と地域福祉との対比

	社会福祉制度	地域福祉
組織体制	官僚組織	コミュニティ
	システム	ミッション・合意
	行政（執行）	参加（実践）
運用の方法	対象（資格付与）	主体（組織化）
	成果達成	プロセス重視
	エリア大・短期的解決	エリア小・長期的解決
基盤となる 価値・特性	専門性	自発性（意識性）
	義務感	達成感
	普遍性	地域性
	安定的（画一性）	実験的（流動性）

注) 日韓地域福祉共同研究会（2008年3月13日）の際に、金永鍾との話し合いの中でつくられた表である。この表は、金永鍾の「日韓共同研究会を振り返って」では、両国の研究者間の違いという視点から再構成される。

このように、日本の地域福祉が社会福祉制度との明確な違いを認識している反面、韓国の地域福祉は、表1で現れている社会福祉制度と地域福祉の両方を視野に入れている傾向があるといえる。日本に比べ、韓国の地域福祉は、自治体の福祉としての性格が強いことがここでも現れる。一方、日本の地域福祉もその独自性を強調することに終始するのではなく、むしろ社会福祉制度との協働の中で、拡大・発展するものにならない。

以上の表1の2つに区別された概念は、新しい地域福祉研究において、対立ではなく協働の概念として用いられることが望まれるものである。地域福祉研究は地域福祉の独自性を確保しつつ、社会福祉制度との協働モデルの提示も課題として抱えているのである。そこに、さまざまなスタンスをもっている研究者が共同チームを構成し研究する共同研究の構造の必要性も含まれている。

2) 地域福祉の推進研究の領域と新たな方向づけ

次に、日本における地域福祉研究の今日的な動向と、今後の新たな研究の方向性・必要性を整理することができた。まず、今日地域福祉研究は、理論研究、実践研究、運営研究の3つの領域に分類することができる。地域福祉計画研究についても、理論研究としての地域福祉計画研究、実践研究としての、そして運営研究としてのといったように、それぞれの領域において研究に取り組む動機や意義は異なっている。そして、そのような背景をもって実際に取り組まれている。ここでは日韓共同研究会のなかでさまざまな論議がなされた結果をもとに、今日地域福祉推進に関する新たな研究の方向性を示すとともに、その方向性における地域福祉計画研究の位置づけを整理しておきたい。以下の整理は、最初に先の3つの領域の内容を示し、その後新たな研究の方向づけとそこにおける地域福祉計画研究の役割を示す。

A：地域福祉理論研究の領域とは、地域福祉という福祉が何によって構成されるのか（構成要件）、そのための概念の設定とその相互関係を整理することであり、地域福祉研究のこれまでの主流をなすものである。この「地域福祉理論研究」に立場を立てば、地域福祉計画を地域福祉論のなかになどのように位置づけるのか、その中であらたな動向をどのように切り開くかが、今日問われている。地域福祉計画を地域福祉の構成要素になどのように位置づけるのか、そしてその実体に変化するなかで地域福祉論の概念構成をどのように変化させていくことになるのかが問われる。

B：地域福祉実践研究は、地域福祉は実践の集合体であるとする考え方で、地域福祉実践に着目したフィールドワーク研究を進めながら、地域福祉研究を切り開こうとする領域である。とくに社会福祉協議会の地域福祉活動の実践に着目した研究で多くの成果が出ている。地域福祉の内実化を図るためには、地域福祉実践の蓄積が必要となる。その蓄積をどのように整理し、新たな地域福祉を構想することができるのか、地域福祉を地域福祉実践の集合体として捉え、その成果を政策的になどのように推進するかについても射程に入っている。

C：地域福祉運営研究は、2000年に成立した社会福祉法において「地域福祉の推進」が法律的に位置づけられ、自治体行政がそれに着手するなかで、そのツールとして地域福祉計画が位置づけられたことを契機にして計画とその実施に関する研究が求められ着手されている領域である。地域福祉計画に関する研究の多くは、この領域に含まれる。社会福祉制度の発展に対応して、地域福祉が社会福祉の理念的・目標的な概念としても用いられるなかで、「地域」を基盤にして社会福祉をどう統合するのか、自治体をベースにして社会福祉をどう運営するのか、についての研究にも力点が置かれる。前者では、地域福祉型社会福祉という用語が形成され、後者では自治型地域福祉という運営方法が提起されている（右田紀久恵 2005）。また福祉国家の限界を踏まえた福祉社会の研究として地域福祉研究が着手されることも進んでいる（武川正吾 2005）。

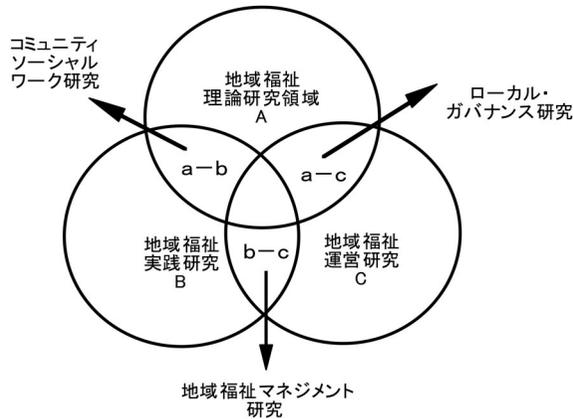


図2 地域福祉推進における研究動向

地域福祉計画研究の意義は、これまでの地域福祉論研究をより実践性・応用性の高い地域福祉推進研究へと導く傾向にある。その方向性は、図2のa-bやa-cの2つの方向を示すことになる。上記の研究動向のBにある地域福祉実践研究を踏まえa-bの方向は、地域福祉実践を支援するためにコミュニティ・ソーシャルワークを重視し、そのための強化策としてコミュニティ・ソーシャルワーカーを配置するという計画を求め、そのための概念構成を強めるという動向を示すものである。大橋謙策の地域福祉論の構成がその代表的な例といえる（大橋謙策 2001）。

c-aの方向は、上記の研究動向のCにある地域福祉運営研究を背景にしながら、地域福祉計画をローカルガバナンスの実験として位置づけ、それを契機に概念をより拡張する方向で分権・自治を目指す地域福祉を構想するものである。地域福祉の概念を拡張することが結果として生じてくる。その方向を提起する論者としては武川正吾がいる（武川正吾 2005）。

a-bやc-aの方向とは異なり、概念構成よりも、応用研究としての志向を強くもつ方向として、b-cの研究がある。地域福祉計画を地域福祉実践の評価の上に組み立て、その実践をより推進するための条件整備のあり方を強調する研究内容に相当するものである。平野隆之はこの方向性を

志向している。ミクロの地域福祉実践の集合体として扱うための地域福祉計画のマネジメントのあり方を研究することになり、ミクロとその集合としてのメゾの両面を扱うことに特徴がある。

3) 地域福祉計画の守備範囲の研究

これは、上記の地域福祉研究の新たな方向性のなかで地域福祉計画研究を位置づけるのとは異なっており、地域福祉計画を他の福祉計画と比較しながら、その計画の守備範囲を特定するという研究領域といえる。図3に筆者が提起したい地域福祉計画の守備範囲を示す。これを素材にしながら、地域福祉マネジメント研究の方向を選択すると、どの範囲を強調することになるのか、他の研究方向を選択する論者ではどの範囲となるのか、図3の4つの要素（～）をもとに考えてみたい。なお、この図3のモデルは、地域福祉マネジメント研究の考え方と第1に示した地域福祉が社会福祉制度との協働を目指すとする考え方を前提にしているもので、その意味では、他の2つの方向性の視点から作図すると、まったく異なるものとなることは予想される。しかし、ここではそこまで話を戻すことなく、この図3を素材にして、それぞれのタイプがどのような地域福祉計画の構成要素を強化しようとするのかについて整理しておくにとどめる。

図3は、地域福祉計画の範囲とその要素を社会福祉の他制度（計画）との関係から整理したものである。地域福祉計画の範囲には、第1に制度的に整える条件に相当するものとしては、地域福祉の条件整備と制度利用者の利益保護（権利擁護や苦情処理などが含まれる）がある。第2に、社会福祉制度と地域福祉実践の協働として成立するものが含まれる。それには制度に含まれない地域福祉活動の一部が加わることになる。この計画項目は、制度的な位置づけのない地域福祉活動が専門的で制度的な位置づけをもつ実践と協働することによって、新たな地域福祉の資源やプログラムを生み出すことに相当するものである。第3には、各社会福祉制度に属するものであるが、地域福祉の推進として注目されるコミュニティケアの実践が該当する。ここでは、コミュニティケアの受け入れを必ずしも歓迎しないコミュニティの存在などへの対応部分を地域福祉の条件整備が担うことになる。

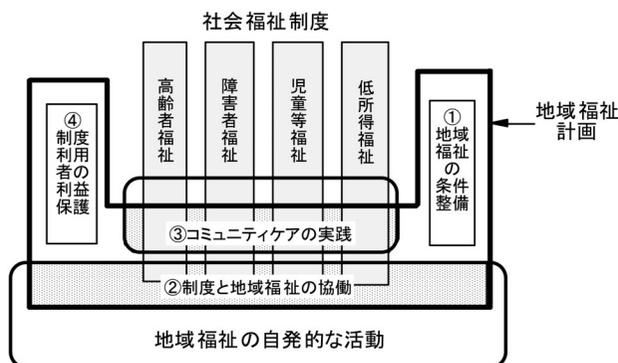


図3 地域福祉計画と社会福祉制度の関係

a-bの方向では、地域福祉の条件整備としてコミュニティ・ソーシャルワーカーの配置が強調されるとともに、同ワーカーによる制度利用者の利益保護の役割が期待されることになる。ローカルガバナンスを強調するc-aの方向では、社会福祉制度と地域福祉の協働を総合的に推進することが計画上重視されることになり、また制度利用者の利益保護の基盤づくりが強調されることになる。b-cの方向では、地域福祉の条件整備では進行管理といった評価の基盤づくりが強調されるとともに、社会福祉制度と地域福祉実践の協働やコミュニティケアの実践が推進されるような制度運用や実践の促進が関心事となる。

3. 今後の共同研究の可能性

1) 韓国側が受けた刺激と日本の地域福祉研究の国際化

先に触れたとおり、お互いの理解を図るため、共同研究会における比較は基本前提である。比較によるお互いの理解から、それぞれの研究者は地域福祉研究に関する新たな刺激を受けることができる。その中で、日本の地域福祉（計画）研究が韓国に影響を与えることができるのかという点は興味深い点である。

日本の地域福祉計画は、その系譜からも分かるように、地域福祉概念や実践の歴史が反映され今日に至っている。韓国の地域福祉計画では、日本のような地域福祉概念や実践の反映が顕著でないものの、協議や協働が強調される点で日本と一致している。そのような点で、日本の地域福祉計画における住民参加の意義は、共同研究会の中で韓国側の研究者に受け入れられたといえる。

韓国も第1次地域福祉計画策定を経験しながら、参加の重要性に気づき始めたところである。それに、地域福祉計画評価が法律上に明記されているなど、評価が重視されるなか、その評価尺度の開発が課題となっている。共同研究会を通じて、日本の地域福祉計画の成果である住民参加などを韓国に応用することが成り立つという韓国側の研究者の判断があったのである。その具体例としては、早速韓国地域福祉計画評価マニュアルに反映され、計画の第1の評価尺度として「参加性」が示された経緯がある。

このような共同研究の一連の過程は、日本の地域福祉研究の国際化を証明する過程としてみることが出来る。地域福祉の概念が定まっていない韓国の現状からすると、開かれた地域福祉計画研究は、地域福祉そのものの発展可能性でもある。韓国の地域福祉計画研究は、日本との共同研究をきっかけに、成果主義の論調のなかでプロセス評価の意義の再検討や参加性の評価基準化の提示に示唆を与えたといえる。実際以下に登場する論文集は、共同研究から刺激された韓国側の研究者の地域福祉計画についての認識などが反映された成果物として、韓国の文脈から日本の地域福祉研究の展開可能性を示しているといえる。

2) 日本における地域福祉計画の制度的普及

両国の地域福祉計画は制度化されたものとして、制度化に伴う地域福祉計画の普及の仕方が比較される。すでに示したとおり、日本の先駆的な自治体地域福祉計画策定は、韓国への発信力を有している。一方、韓国の地域福祉計画も制度化された行政計画の普及面で日本に示唆を与えている。韓国の地域福祉計画は、政策化とともに登場したものとして、普及においてさまざまな仕掛けが伴っている。地域福祉協議体の運用、計画評価システム、自治体評価の尺度などがそれである。これらのものすべてが日本の地域福祉計画の普及にふさわしいとは限らないが、地域福祉計画の政策意図を明確にしていることは注目される点である。政策意図の明確さは、日本でも重要な課題となっており、地域福祉計画評価への取り組みにつながるものである。

以上のような点から、韓国の地域福祉計画における仕組みは日本への示唆を提供している。とくに、制度としての地域福祉計画の登場以後、韓国でもさまざまなルートで地域福祉計画研究が行われている。公的研究機関をはじめ、学会などでも地域福祉計画研究が取り上げられている。その研究成果の日本への紹介は、日本の地域福祉計画研究に新たな刺激となりうるし、日本の地域福祉計画の実態を振り返る素材ともなり得るだろう。とくに、これから日本は第2次地域福祉計画の策定が開始される時期でもあり、第1次地域福祉計画の評価のうえ、新たな挑戦をする必要がある。第2次計画の策定現場（研究フィールド）の共同研究チームによる参与観察の機会もつくり、共同研究の意義を生かした実践への応用の場も広げていきたい。

<引用・参考文献>

- 平野隆之（2005）『計画研究』岩田正美・小林良二他『社会福祉研究法』有斐閣。
平野隆之・原田正樹（2007）『地域福祉計画研究の論点整理』牧里每治・野口定久編『協働と参加の地域福祉計画』ミネルヴァ書房。
大橋謙策・原田正樹編（2001）『地域福祉計画と地域福祉実践』万葉舎。
朴兪美（2008）『日本の地域福祉計画の韓国への応用に関する研究（博士論文）』日本福祉大学大学院。
武川正吾（2005）『地域の福祉主流化 福祉国家と市民社会』法律文化社。
右田紀久恵（2005）『自治型地域福祉の理論』ミネルヴァ書房。